

白馬-松本インバウンドバスツアー造成及び広告宣伝事業業務委託仕様書

1 業務名

白馬-松本インバウンドバスツアー造成及び広告宣伝事業業務

2 趣旨

本事業は、松本市の閑散期である冬季の旅行者を増加させ、年間での需要平準化を目指すため、インバウンド向けバスツアー造成及びオーストラリア向け広告宣伝を実施するもの。

3 期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) バスツアー造成

冬季の白馬村に訪れるインバウンドを松本市へ誘致するため、バスツアーの造成、販売、催行を実施すること。

ア 催行期間 令和8年12月から2月

イ 催行回数 10回程度

ウ 催行人数 最大40人、最小催行人数は設けない。

エ ツアー代金 参加者1人あたり33,000円(税込み)程度

オ 使用バス 大型バスを想定するが、ジャンボタクシー等の使用を妨げない。

カ 英語通訳を毎回1名つけること。

キ プランは参加者が白馬村を午前中に出発し、松本市内で歴史・文化・食等の体験をし白馬村に戻る昼食・夕食つきの日帰りをメインとするが、宿泊付きプランの販売も検討すること。

ク ツアー参加者にアンケートを実施すること。

ケ バスツアー造成における費用負担の分担は次のとおりとする。

発注者(委託料に含むもの)	ツアー参加者
バス運行費	食事代
乗務員費用	施設使用料・体験料
商品造成費用	英語ガイド費用

コ ツアーの中止等について

天候等やむを得ない事情によりツアーを中止する場合は、事前に発注者と協議の上、別日での実施や催行回数の変更を可とする。この場合、その委託料の清算はツアーの最終回後の契約変更において行う。

(2) バスツアー販売プロモーション

バスツアーの利用者増加のため、ウェブ媒体を利用しプロモーション販売を行うこと。

- ア ターゲットは白馬村内に滞在中のインバウンド及び、訪日前のオーストラリア人とする。
- イ 商品専用ランディングページを作成し、誘導を行うこと。
- ウ 松本市と白馬村の位置関係やアクセス、松本市の魅力の発信を含めること。

(3) オーストラリア向け広告宣伝

オーストラリアから松本市への来訪者を増加させるための広告宣伝を実施すること。

- ア 冬季の需要喚起のほかに、次年度の夏に向けたプロモーションも行うこと。
- イ 冬季については、松本市に滞在しながら長野県内のスキー場を楽しむ新たなスキースタイルの浸透を図ること。また、松本市内の2つのスキー場(Mt.乗鞍スノーリゾートと野麦峠スキー場)のPRも兼ねること。
- ウ 夏季については、既に多くのインバウンドが訪れている松本城や上高地ではない場所を紹介し、観光スポットの分散化を図ること。
- エ ランディングページを作成する場合は、松本市公式観光サイト「松本旅のしらべ」サブサイト内に作成する。なお、ページはHTMLで作成し、松本旅のしらべ運用事業者にデータ納品する形となるため留意すること。
 - 松本旅のしらべ(英語)：<https://visitmatsumoto.com/en/>
- オ 媒体はデジタルを基本とする。

5 業務報告書の提出

- (1) 業務完了後、ツアー実績、アンケート集計結果、収支報告書を契約完了日までに提出すること。
- (2) 報告書は紙での納品のほかに、電子データでも納品すること。
- (3) 報告書の提出を受け、検収に合格後、最終報告書の引渡しを受けるものとする。

6 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は最終報告書を提出後、この委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。

7 その他

- (1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。
- (2) 受注者は、松本市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。
- (7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

8 担当

担 当 松本市文化観光部観光ブランド課 市江

TEL 0263-34-8307

FAX 0263-34-3049

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。